

別添5

毒物劇物関係許認可添付書類様式の一覧

添付書類名	様式番号	原本省略の可否	毒物劇物(一般・農業品目・特定品目)販売業登録	毒物劇物製造業(輸入業)登録	(施行令第41条第1号及び第2号に規定する事業の場合)	(施行令第41条第3号に規定する事業の場合)	(毒物劇物取扱責任者設置届(毒物劇物業務上取扱者届)の提出)	特定毒物研究者許可	(施行令第11条第1号森林)	(施行令第11条第1号倉庫)	(施行令第16条第1号又は施行令第22条第1号)	(施行令第28条第1号口くん蒸)	(施行令第28条第1号口倉庫)	毒物劇物使用実地指導員指定申請	くん蒸作業場所指定申請	害虫防除実施届	更新	書換え	再交付
			【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】	【毒】
1 申請者の履歴書		○						○											
2 登記事項証明書(申請者が法人又は団体の場合)		○	○	○	○				○	○		○	○		○				
3 定款もしくは寄付行為(申請者が法人又は団体の場合)		○																	
4 診断書(-)(業機法、毒劇法、麻向法共通)	県添付書類様式1	○						○	○										
5 診断書(二)(「専門家による判断が必要」との診断を受けた場合)	県添付書類様式2	○						※ ₂	※ ₂										
6 誓約書	参考添付書類様式1	○						○											
7 欠格事項に該当していないことを証する書類(毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号に該当しないこと)(宣誓書)	参考添付書類様式2	○						○											
8 雇用契約書の写し		○						○											
9 使用関係を証する書類	県添付書類様式3	○																	
10 構造設備の概要(平面図、付近の見取り図等)	店舗、製造所又は営業所の平面図	参考添付書類様式8	○	○	○														
	付近の見取り図	参考添付書類様式8	○	○	○	○	○			○			○		○				
	当該事業に係る設備及び取扱品目を貯蔵するための設備について、事業場内における位置を示す図面				○	○													
	当該事業に係る設備に関する図面		○	○	○	○													
	当該毒物の貯蔵場所の見取り図及び貯蔵設備の概要図		○							○	○	○	○	○					
	取扱品目を貯蔵するための設備の立体図				○	○													
	研究所の概要図(特定毒物の保管庫の位置を明記)、保管庫の立体図		○						○										
	当該森林の区域の見取り図		○							○									
	倉庫の概要図		○								○			○					
団体構成員の農地の見取り図		○									○								
11 資格者等であることを証する書類の写し(原則、原本の提示)		○						○	○					○					
12 使用する車両等の車検証及び写真		○				○													
13 車両に備えるべき保護具の一覧		○				○													
14 製造(輸入)品目書		○		○															
15 製造工程の概要図(フロー図等)		○		※ ₃															
16 粉塵、上記、排水の処理方法、処理設備の概略図		○		※ ₃															
17 団体の規約		○									○								
18 毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置、その他の措置の内容を記載した書面		○						※ ₄	※ ₄										
19 許可日等指定願	参考添付書類様式9	○	△	△															
20 許可期限変更願	参考添付書類様式10	○	△	△															
21 更新期日変更願	参考添付書類様式11	○															△		
22 現に交付されている登録証、登録表又は許可証		×															○	○	※ ₅

○:添付が必要 △:必要に応じて添付
 (表中で複数の添付書類にまたがっている場合、いずれかの書類の添付が必要になります。)
 ※₁ 毒物劇物取扱責任者を設置する場合は、毒物劇物取扱責任者設置届の提出が必要。(現物を取り扱わない場合は不要)
 ※₂ 診断書(-)の診断者が精神科医又は心療内科医等の専門家以外の場合で、「専門家による判断が必要」との診断を受けた場合に提出が必要。
 ※₃ 製造業のみ提出が必要。(輸入業は不要。)
 ※₄ 視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、特定毒物研究者又は毒物劇物取扱責任者の業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うために令第36条の5第1項に規定する措置を講じることが必要な者を置く場合は提出が必要。
 ※₅ 毀損、汚損等の登録証等が現存している場合に提出が必要。

○毒劇法における添付書類提出時の取扱い

- 添付書類の形態
 提出される添付書類は、原則として原本とする。ただし、申請者が原本を提示したうえでその写しを原本照合することにより写しでの提出ができるものとする。
 なお、薬剤師免許証等の資格者等であることを証する書類については原則として原本の提示による確認を行い、これにより難しい場合は当該写しに開設者からの「原本に相違ないことを証明する」旨を付記し提出すること。なお、開設者等の押印は不要。
- 添付書類の有効期間
 提出される添付書類は、申請者、施設等の状態を正しく示すものであり、かつ、その発行から3か月以内のものであること。
- 添付書類の省略
 次の(1)～(2)のいずれかに該当し、かつ、その旨を申請書又は届書の備考欄等に付記している場合は、該当するものを省略できる。
 (1)法の規定による許可等の申請又は届出の際、当該申請等の以前に、同一の書類が業務衛生課又は所管する県保健所に提出されている場合
 なお、相続、営業譲渡等に伴い申請等が行われる場合等、申請等の際に書類を添付すべき者と当該申請等以前に同一の書類を提出した者が異なる場合であっても、省略することができるものとする。
 (2)複数の業態の申請等を同時に行う際、他の申請等において同一の書類が県保健所等に提出されている場合